



事業計画決定に向けて進めていきます！

日頃より、篠崎駅西部土地区画整理事業にご協力をいただきありがとうございます。

これまでお知らせしてきたとおり、篠崎駅西部土地区画整理事業 第五期地区の事業計画決定に向けて、下記の日程で事業計画書（案）の縦覧を行いました。また、意見書受付期間も終了しました。

その結果、意見書の提出がなかったため、縦覧した事業計画書（案）の内容で、東京都へ土地区画整理事業の認可申請を行いました。

今後は、東京都知事の認可を受けるとともに、江戸川区議会の議決を経て、事業計画決定の公告をすることで第五期地区の土地区画整理事業が正式に開始されます。（令和7年3月末予定）

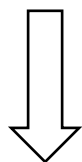
なお、事業計画が決定しましたら、改めてまちづくりニュースやホームページでお知らせします。

また、事業が開始されますと、一部の対象となる方には権利の申告等をしていただきます。詳しくは裏面および同封の『権利申告等の手引き』をご確認ください。

◎ 事業開始に向けた今後のスケジュール ◎



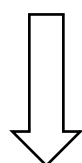
事業計画書（案）の縦覧・意見書受付



縦覧：令和7年1月16日（木）から令和7年1月29日（水）
意見書受付：令和7年1月16日（木）から令和7年2月12日（水）

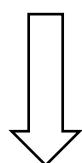


土地区画整理事業の認可申請



事業計画書（案）で定めた「設計の概要」について
東京都知事に認可申請をしました。

○ 東京都知事の認可・江戸川区議会の議決



東京都知事から認可を受けます。
江戸川区議会の議決を経て、条例を定めます。



○ 事業計画決定の公告（令和7年3月末予定）

区長は事業計画を決定し、公告を行います。
これにより土地区画整理事業が正式に開始されます。

権利申告等のご準備をお願いします

土地区画整理事業では、原則登記簿に記載されている権利が対象になるため、事業計画決定後、土地登記簿をもとに皆さまの権利を調査します。ただし、登記されていない権利等については、皆さまからの申告により確認させていただきます。

詳細につきましては、同封の『権利申告等の手引き』をご確認のうえ、対象となる方々につきましては事前にご準備をお願いいたします。

《 権利申告等の期間、対象者について 》

① 『土地の権利関係の申告等』

申告等の期間 : 事業計画決定日（令和7年3月末予定）から
換地処分（区画整理事業の終了）まで

申告等の対象者 : 「登記されていない権利」や「権利の変更」がある方

② 『土地面積の実測確認申請』

申請の期間 : 事業計画決定日（令和7年3月末予定）から 60 日間

申請の対象者 : 現在の土地面積が土地登記簿と相違があり、それを証明できる方

※区から土地面積（登記簿面積と区が測量した面積）に対して説明を受けた方は申請不要です。

※詳細は『権利申告等の手引き』をご確認ください。

建築行為等が制限されます

土地区画整理事業が決定されますと、換地処分（区画整理事業の終了）までの間は事業推進の障害となるおそれがある建築行為等が制限されます。事業計画決定後、第五期地区内において以下の建築行為等を行う場合は江戸川区の許可が必要になります。（土地区画整理法第76条）

＜申請が必要な建築行為等＞

- 土地の形質の変更（掘削、切土、盛土など）
- 建築物の新築、改築、増築
- 5トン以上の重量物のたい積、設置

【許可が必要な期間】

事業計画決定日（令和7年3月末予定）から
換地処分（区画整理事業の終了）まで

◆ 個別相談を随時行っています。ご希望の方は下記までお問い合わせください。◆

【お問い合わせ先】 ※平日 8:30 ~ 17:15

（地区計画に関すること）

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 区役所第二庁舎 1 階

TEL : 03-5662-1920（土木部 区画整理課 調整係）

（区画整理に関すること）

〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所

TEL : 03-5664-2619（土木部 区画整理課 計画換地係）

《 江戸川区 HP 》

